

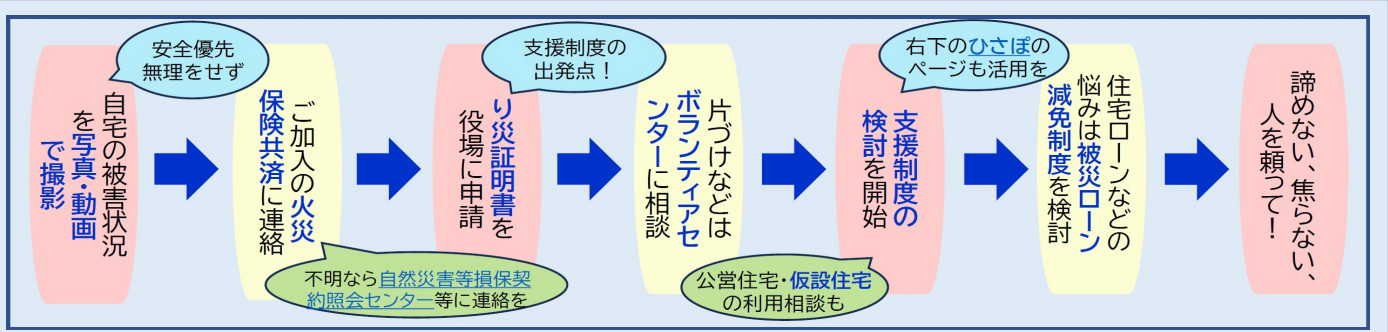


※ 本ニュースの情報は令和8年7月29日時点のもので、その後の法改正や制度の適用、変更などの可能性があります。
※ 災害の種類や地域によって適用されている法律が異なり、使える支援制度も異なることに注意して下さい。

やるべきこと

り災証明書の調査や保険会社・共済の調査に備え、片づけ前に、被災した建物の内外・車・家財・水回り・室外機・給湯器などを、様々な角度や、様々な距離（遠く・近く）で撮影し、被害の写真や動画を残しましょう。

保険会社・共済への保険金・共済金のご請求も忘れずに。保険会社がわからないときは「自然災害等損保契約照会センター」へ（[日本0120-501-331](tel:0120-501-331) / [外資系03-5425-7850](tel:03-5425-7850)）問い合わせましょう。



り災証明書の申請

全壊 **大規模半壊** **中規模半壊** **半壊** **準半壊** **一部損壊**

り災証明書は、役所に申請すると、被害調査の上で、全壊・大規模半壊などと判定され交付される住宅被害の証明書です。**多くの支援制度が、り災証明書と結びついているため、り災証明書の申請はとても大切です。申請を忘れずに行いましょう。**

り災証明書の調査は、①建物の外観のみで判定される場合（**第一次調査**）と、②建物内部も含めて判定する場合（**第二次調査**）があります。どちらの場合でも、**再度の調査**をお願いすることができます。ただし、再度の調査により、判定が下がることもあります。

判定に不明点がある場合は、お住まいの市町に理由を聞いてみましょう。弁護士会など専門家へのご相談も検討して下さい。り災証明書の調査は、QRコード（右）にある**内閣府の指針**に沿って行われています。



被災者支援制度

被災者には、様々な支援がありますが、
①住まいに関する支援
②お金がもらえる支援
③お金が借りられる支援
に大きく分けられます。利用できる制度は、り災証明書の種類や、災害救助法の適用の有無などの条件により異なります。

まずは、自分が使える支援制度がどれなのか、どの程度の支援を受けられるのかが大切です。そのため、たとえば以下でご紹介するような被災者への支援制度をまとめた**ツールを活用**するなどして、自分が使えるような支援制度を知り、**お住まいの自治体や、弁護士会などにご相談**いただければと思います。



支援制度を知るためのツール

YouTube動画



被災者の支援制度について動画で解説しています。（一部、当時と異なる金額もあるためご注意ください。）

被災者支援チェックリスト



日本の支援制度をお困りごとの種類別にまとめたチェックリストです。**災害救助法の適用がある場合とない場合**の2種類があります。

被災者支援カード



特に**重要な9つの支援制度**について説明したカードと、交付されたり災証明書と使える支援制度の関係性をまとめたカードです。

各ツールは、外部サイト【被災者支援情報さばとページ（ひさば）】からダウンロード可能



住まいの支援

応急修理(補助)制度
半壊以上 75.7万円
準半壊 36.7万円
被災した住宅の修理の補助制度です。ただし、**使うと修理後に応急仮設住宅に入居できなくなる**ためご注意ください。

住まいの支援制度
ご自宅を被災された方に提供される**公営住宅**や**応急仮設住宅**、その他の独自の支援制度の有無などは、利用条件などを含め、お住いの自治体にご確認ください。

お金の支援

被災者生活再建支援金(最大300万円)
罹災証明の種類や、住宅の再建に応じて、一定の条件で支援金が支給されます（**右表参照：被災者生活再建支援法が適用されている自治体が対象です**のでご注意ください。）。
※単身世帯は各4分の3の金額
見舞金・義援金
お住まいの自治体から、住宅の被害の程度に応じて支給される場合があります。市町村にご相談いただき、該当する場合は申請して下さい。

基礎支援金	加算支援金	
	建設・購入	200万
全壊・解体等 100万	補修	100万
大規模半壊 50万	民間賃貸	50万
(中規模半壊) 基礎支援金なし 加算支援金は上記の各半額		

借入れの支援

- ◆ **災害援護資金貸付制度【自治体】**
住宅被害・家財の損害・負傷などに応じて 最大350万円貸付。
- ◆ **生活福祉資金制度【社会福祉協議会】**
緊急小口資金（10万円・無利子）
災害援護資金（150万円・無利子～1.5%）
住宅補修費貸付（250万円が目安）その他も複数の貸付制度あり。
- ◆ **母子父子寡婦福祉資金貸付金【自治体】**
住宅の補修等については200万円以内で貸付。



- ◆ **建物の再築・購入・修理の際の災害復興住宅融資【住宅金融支援機構】**
住宅再建のための融資制度。借入れ条件などは上記機構に相談を。親子リレーローンが組める場合もあります
- ◆ **リバースモーゲージ型融資(60歳以上の返済特例)【住宅金融支援機構】**
原則として満60歳以上限定の災害復興融資に関する返済特例。**毎月の返済が利息だけ**。借入れには、抵当権の設定が必要。元金は、借りた人が亡くなった際に不動産を処分するなどして返済。債務が残っても相続人に請求されません。
住宅金融支援機構コールセンター（災害専用ダイヤル）☎(0120-086-353)



ローンの減免

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
「令和8年熊本地震」の影響で、個人の住宅ローン・事業ローン・自動車ローン・教育ローンなどの支払が困難になった人は、この制度の利用を検討してください。自己破産と異なり、現預金500万円に加え、各種支援金・義援金・災害弔慰金などを手元に残した上で、残ったローンの免除を受けられる可能性があります。詳しくは**弁護士会**まで。



税の減免等

雑損控除(医療費控除に似た制度)などによる税の減免
自然災害により、家屋や家財、自動車・お墓の損壊など様々な被害を受けた場合、**確定申告**によって所得を控除し、所得税や住民税の軽減・免除が受けられる場合があります。詳しくは、**税務署**でお尋ね下さい。その他税金・公共料金等の、支援制度の有無、利用条件等も、お住いの自治体などにご確認下さい。

自動車の支援

自動車を廃車する場合など、登録の抹消についてはお住いの地域を管轄する運輸支局・自動車検査登録事務所（軽自動車は軽自動車検査協会）に確認を。



解体や撤去

公費での建物解体制度や土砂の撤去
災害時には、全壊などの建物を無料で解体してくれる公費解体制度や、公費で土砂を撤去してくれる制度が実施される場合があります。自治体などの最新の情報を確認して下さい。

事業者の支援

経済産業省のウェブサイトに、中小企業・小規模事業者への支援措置が公開されています。同サイトで紹介されている商工会議所・商工会連合会などの特別相談窓口にご相談を。



弁護士会の無料相談

熊本県弁護士会 法律相談センター
☎ 096-325-0009
熊本県弁護士会では、県内8ヶ所に法律相談センターを設けて、法律相談を行っていますので、お気軽にご相談ください。令和8年熊本地震関連の法律相談は無料です。

